

## 令和7年度就学援助制度（新入学準備金）についてのお知らせ

就学援助（新入学準備金）とは、お子様が市立小学校へ入学する方のうち、**経済的な理由で入学の準備にお困りの方**に対して、一定の費用を援助する制度です。**援助を受けるためには申請が必要**（現在上のお子様が就学援助を受けている場合でも、改めて**申請が必要**）です。援助を受けられる条件、受け取れる金額については、次のとおりです。

なお、**援助を希望しない方は、手続き不要**です。

### 1 新入学準備金を受け取れる可能性のある方

申請理由	
(1)	今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止された。
(2)	児童扶養手当を受給している ※「児童手当」「特別児童扶養手当」ではありません。
(3)	令和5年の所得が基準額以下(下記目安額参照)
(4)	その他経済的に困っている。
(5)	家計が急変した。

※(1)を申請理由にした方については、被保護証明書の写しの提出が必要です。

※(2)を申請理由にした方については、児童扶養手当証書の写しの提出が必要です。

※(4)(5)については、「生活福祉資金の貸付を受けた」、「失業した」等が該当します。詳細については、別添「認定基準額を超過しても援助を要すると認められる理由及び必要書類について」を確認してください。

### 【受給可能な世帯の所得・総収入の目安額】

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
合計所得金額	約 213 万円	約 266 万円	約 310 万円	約 323 万円	約 367 万円	約 460 万円	約 502 万円
(総収入)	(約 331 万円)	(約 400 万円)	(約 455 万円)	(約 472 万円)	(約 526 万円)	(約 642 万円)	(約 691 万円)

※ 合計所得金額とは、市民税・県民税の「課税額（非課税）証明書」に記載のものを指します。源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」欄、確定申告の場合は「所得金額」の「合計」欄・「分離課税」欄・「退職」欄・「山林」欄を合算した金額となります。また、世帯に収入のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。給与所得又は公的年金等の所得がある場合は、給与所得と公的年金等の所得の合計額から10万円を控除します。

### 2 新入学準備金を受け取れない方

次の方は、新入学準備金を受け取ることができません。

1	生活保護を受けている（生活保護を受けている方は、生活保護から「入学準備金」を受け取ることができます）。
2	金融機関の普通口座を持っていない。※
3	他の市区町村から、すでに「新入学準備金」と同様の援助を受け取っている。
4	川崎市立小学校以外の学校に入学する方。
5	川崎市立特別支援学校に入学する方。 (特別支援学校に入学する方は、特別支援教育就学奨励費の「新入学児童生徒学用品費」を受け取ることができます。)

※金融機関の普通口座を持っていない場合でも、川崎市立小学校に入学後に令和7年度に就学援助を申請し、認定された場合は学校経由での支給が可能なため、新入学準備金相当の「新入学児童生徒学用品費」を受け取ることができます。

### 3 新入学準備金の金額、認定・不認定の通知、支給時期及び支給方法について

(1) 金額：57,060円（予定）

(2) 認定・不認定の通知：申請された方全員に対して、**3月上旬に郵送**で通知します。

(3) 支給時期及び支給方法：**3月中旬に口座振込**により支給します。

#### 4 申請方法及び締切日

- (1) 電子申請〈同封の「電子申請の入力について」参照〉

オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) で申請します。

※初めてオンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) を利用する方は、利用者登録が必要です。

- (2) 紙での申請〈申請書裏面の記入例を参照〉

同封の申請書に必要な事項を記入の上、郵送（郵送料は各自負担）で御提出ください。

【送り先】川崎市教育委員会事務局総務部学事課（郵便番号 210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地）

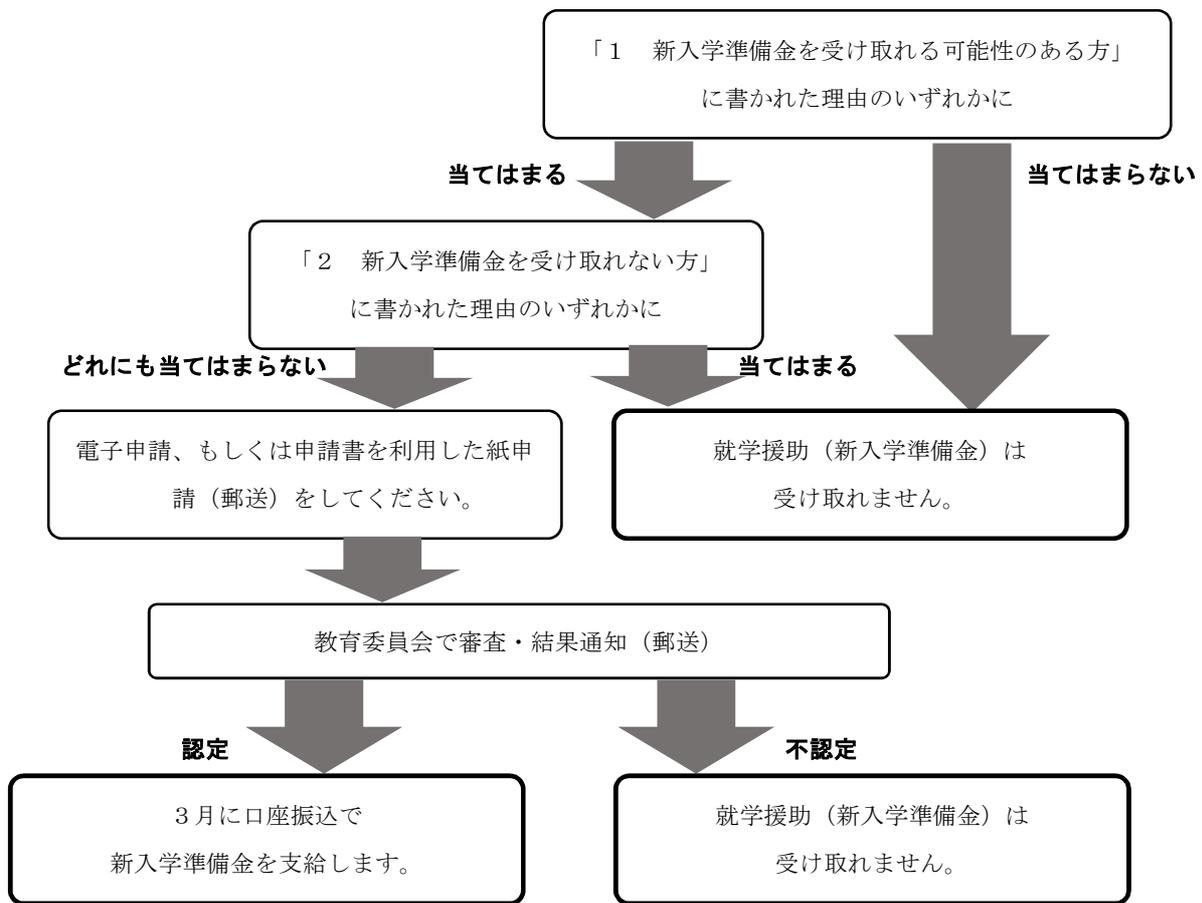
- (3) 提出締切日

電子申請、紙申請ともに**令和 7 年 1 月 8 日（水）**（郵送の場合は消印有効）

※締切日を過ぎた場合、どのような理由があっても受け付けることができませんので御注意ください。

※電子申請、紙申請いずれも申請の不備により期日が過ぎた場合でも、受付不可となります。

#### 5 申請・審査・支給の流れ



※新入学準備金が認定された方は、入学後の就学援助について、申請されたものとして取り扱いさせていただきます（詳細は、認定結果の通知時にお知らせいたします）。

※今回の申請締切日に間に合わなかった方、認定されなかった方で、入学後（令和 7 年度）の就学援助を申請し、認定された場合は、新入学準備金相当の「新入学児童学用品費」を受け取ることができます。

#### 6 お問い合わせ先

川崎市教育委員会事務局総務部学事課 044-200-3736

ホームページ：<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000134202.html>

※下記の言語に対応した申請書及びお知らせも、上記リンクやQRコードから確認できます。

(ENG) (नेपाली) (中文) (한글) (Người việt nam) (ภาษาไทย) (Filipino) (Português) (Español)

